

事故住宅とは

- ◎ 事故住宅とは、居室内で入居者等が死亡した後に発見が遅れた住宅又は火災が発生した住宅です。

申込みにあたっての注意事項

- ◎ 申込みをされる場合、事故住宅の個別状況（死亡原因や発見経緯等）については、お答えしかねます。また、事故部屋を理由とした修繕や家賃の減免等ありませんのでご承知ください。
- ◎ 入居に際しては、事故住宅であることを了承し、事故に起因する異議を申し立てない旨の誓約書をご提出いただきますので、ご了承のうえ申込みください。
- ◎ 申込み後の住宅の変更はできません。

問い合わせ先

〒446－8501

安城市桜町18番23号

安城市役所 建築課市営住宅係

電話 0566－71－2240（直通）